

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 6 日から 32 年 6 月 24 日まで

私は、昭和 32 年 6 月に A 社を退職して帰郷した。脱退手当金が支給されたことになっている 35 年 9 月頃には別の事業所に勤務しており、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録によると、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 2 か月後の昭和 35 年 9 月 7 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものととは考え難い。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、申立人の生年月日が「昭和 10 年 8 月 5 日」と誤って記載されているが、申立人が申立期間に係る脱退手当金の請求手続を行ったのであれば、請求書には正しい生年月日が記載されたものと考えるのが自然であり、その場合、当該請求手続時に、被保険者名簿等と請求書とを照合した社会保険事務所(当時)は、申立人に生年月日の訂正の届出を促し、当該届出により、これらの誤った生年月日は、正しい生年月日に訂正されるものと考えられるが、いずれの書類にも訂正された形跡は確認できないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

鹿児島厚生年金 事案 854

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 25 日から同年 9 月 15 日頃まで

私は申立期間中、A社に在籍し、同社の季節労働者として仕分け業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所で申立期間中に勤務していたことは、私の雇入通知書や雇用保険被保険者証などにより分かるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人が申立期間とほぼ一致する昭和 63 年 5 月 25 日から同年 9 月 12 日までの間、A社（現在は、B社）から雇用されていることが確認できる。

しかし、B社では、当時の関係書類を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、「申立人はその主張内容から、雇用期間を6か月未満とする短期雇用契約者として雇い入れられていたと見られるところ、申立事業所では当時、短期雇用契約者については、雇用保険のみ加入手続を行っており、正社員とは異なり、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨回答している。

また、オンライン記録に掲載されている申立期間当時の厚生年金保険被保険者で、連絡の取れた5人から聴取したものの、申立期間に係る同保険の適用の有無について供述等を得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日にA社の臨時補充員として採用された後、同社の事務員となった同年 11 月 17 日から共済組合に加入したが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私の元同僚には、臨時補充員だった期間にも厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店が保管している申立人に係る人事記録の記載内容、及び申立人が保管している同支店発行の経歴証明書から、申立人が申立期間中、A社の臨時補充員として任用されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所記号等索引簿では、申立事業所は、申立期間の前後に当たる昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 20 日までの期間、38 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までの期間に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所として確認できない。

また、A社を引き継ぐとしているD社では、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立事業所に係る厚生年金保険の適用状況はもとより、申立期間における同保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答するとともに、E社でも、申立事業所を含む各々の管内事業場における厚生年金保険の適用状況に関しては分らない旨回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた、申立人と同日に申立事業所へ臨時補充員として採用されたとする唯一の元同僚は、オンライン記録によると、申立人と同

様に、申立期間の後の昭和 37 年 11 月から共済組合の加入員記録が確認できるのみであり、申立期間中には厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。